

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件 三三
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三六
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三六
 - 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
 - 道路の区域を変更する件二件 三七
- 公 告**
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 三六
 - 一定の複数建築物に対する制限の特例を認定した件 三六
 - 一般競争入札を行う件 三六
 - 福島県公安委員会 三六
 - 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 三六
 - 福島県収用委員会 三六
 - 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件 三六
 - 平成三十年十月二十三日付け定例第三千四十八号中 三六

告 示

福島県告示第八百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關

する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成三十年十一月十六日
福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ミツバチいたみと眠りのクリニック	伊達市宮前二九一	平成三〇年一〇月一日
ごとう内科クリニック	岩瀬郡鏡石町中町二二九	同 日
今村歯科・矯正歯科医院	南相馬市小高区仲町一四三二一六	同 年 八 月 一 日
白河薬局	白河市豊地砂田七四一三	同 年 一 〇 月 一 日
すわん薬局	南相馬市原町区東町一七一一四	同 年 九 月 一 日
うさぎ薬局 保原店	伊達市保原町大泉字大地内一一四一	同 年 一 〇 月 一 日
ほほえみ薬局	耶麻郡猪苗代町字芦原八六一三	同 年 九 月 一 日
コスモ調剤薬局 磐梯町店	耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山二八九八―二五	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第八百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションアース	会津若松市中央一―五―二七	公益社団法人会津社会事業協会	会津若松市中央一―五―二七	平成二八年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所	在	地
変更前	変更後			
高橋小児クリニック	医療法人 子博会 高橋小児クリニック	喜多方市関柴町上高領字家ノ北六〇五―一		
くまたクリニック	医療法人くまたクリニック	同	市塩川町字東栄町五―五―一	

(社会福祉課)

福島県告示第八百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

を廃止した旨届出があった。
平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所	在	地	廃止年月日
有限会社 調剤薬局	杜陵薬品 アイ	南相馬市原町区西町一―八〇―一五			平成三〇年八月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所	在	地	指定辞退年月日
古張歯科医院		東白川郡矢祭町東館字粧神場一			平成三〇年九月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

氏	名	住	所	施	術	所	名	施	術	所	の	所	在	地	指	定	年	月	日
横川	典子	相馬市中村字北町三―二―二		在宅訪問マッサージかがや		相馬市磯部字迎三三三									平成三〇年九月				
						四―一―六									月				
															二				
															五				

古川 昌子	二本松市岳温 泉一―一二 四―一	ふれあい心の サービス二本 松店	き菜の花相馬 店	二本松市上川崎山中 五八―二	同 月一日
-------	------------------------	------------------------	-------------	-------------------	----------

(社会福祉課)

福島県告示第八百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所及び会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 強清水牧野農業協同組合 小原滝正 目黒源吉 菅家亀八 目黒蔭 目黒常三郎
 目黒善之助 目黒吉助 松崎豊松 小原キン 小原筆之助 目黒藤吉 内田勇 弓
 田興市 久家富尾 舟木徳松 久家栄儀 久家善次郎 弓田竹治 久家竹松 久家
 林吉 久家喜一 久家藤三郎 久家捨松 金子マツ 久家谷弥 内田幸五郎 小原
 三作雄 久家留吉 小原廣 目黒倉重 弓田正志 弓田林次郎 弓田市佐 弓田源
 次郎 弓田栄松 久家徳次郎 久家又重 久家富三郎
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である件(平成三十年福島県告示第七百八十七号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の幅員(メートル)		延 長
		変更前	変更後	
一般国道 三四九号	田村市大越町牧野字堀ノ内二〇番地先から 同 市大越町牧野字堀ノ内一七九番三地先まで	七・五〇 一五・五〇	九・〇〇 六一・〇〇	六〇一・五〇

(道路計画課)

福島県告示第八百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の幅員(メートル)		延 長
		変更前	変更後	
一般国道 三四九号	田村市船引町門沢字大木一八番一地先から 同 市船引町門沢字五升車一九番地先まで	一〇・〇〇 二二・〇〇	一〇・〇〇 二二・〇〇	四九二・六〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年十一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

氏名

齋藤 善平

横山 源栄

岩淵 一

石川 源一

住所

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

同 郡同 町大字青木字段尻六番地

同 郡同 町大字五香字十日町五二三番地

（農村計画課）

公告第二百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十六条第二項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

福島県相双建設事務所長 井戸川 伸

一 認定に係る対象区域

相馬市中村字北町五十五番一、五十五番五、五十六番一の一部、五十六番二の一部、五十六番三、五十九番六、五十九番十一、六十三番一の一部、六十三番四の一部、六十三番五の一部、六十三番六の一部、六十三番七の一部、六十三番八の一部、六十三番九の一部、六十三番十の一部、六十三番十一の一部、六十三番十二、六十三番十三の一部、六十三番十四、六十三番十五の一部、六十三番十六の一部、六十七番一、六十七番二、六十八番一の一部、六十八番三の一部、六十八番四、六十八番五の一部、百四十三番一の一部、百四十三番二の一部

二 縦覧場所

南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所建築住宅部

（建築住宅部）

公告第263号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年11月16日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 漁業安全情報伝達装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県漁業無線局

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年12月11日

(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年12月11日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年11月16日(金)から同年12月11日(火)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大ききの用紙32枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年11月22日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年11月22日(木)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年12月27日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic security alert information radio system for professional fisheries 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 27 December 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 December 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第70号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年11月16日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社白河自動車学校	福島県白河市五番丁川原101番地5	佐藤 保	白河自動車学校	福島県白河市五番丁川原101番地5
株式会社平和総合企業	福島県河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地	杉原 稔	会津若松平和自動車学校	福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原228番地3号
新常磐交通株式会社	福島県いわき市明治団地4番地の1	高野 将弘	常交自動車学校	福島県いわき市内郷御厩町川向10番地
株式会社タイヘイドライバースクール	福島県いわき市平塩字古川1番地の1	高萩 阿都志	タイヘイドライバースクール	福島県いわき市平塩字古川1番地の1

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 白河自動車学校

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）。

以下「規則」という。) 第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等の課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等の課程

(2) 会津若松平和自動車学校

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 認定「高齢者講習課程」

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 認定「更新時講習課程」

ウ 規則第1条第7号に掲げる課程 認定「二輪車習熟課程」

(3) 常交自動車学校

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等教育

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等教育

ウ 規則第1条第7号に掲げる課程 大型二輪車等習熟教育

(4) タイヘイドライバーズスクール

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

ウ 規則第1条第7号に掲げる課程 自動二輪車二人乗り運転習熟課程

3 認定年月日

平成30年10月31日

(運転免許課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成三十年十一月六日次のとおり裁決手続の開始を決定した。平成三十年十一月十六日

福島県収用委員会

会長 渡邊 真也

一 起業者の名称

福島県

二 事業の種類

二級河川井出川水系井出川公共災害復旧工事(福島県双葉郡楢葉町大字井出字本釜地内から同町大字井出字小田前地内まで)及びこれに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		地積(平方メートル)	実測	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
		登記	現況			
福島県 双葉郡 楢葉町 大字井 出字本 釜	九五番 一三	原野	現況	八九三	四 九一六・八	収用の部分 三六四・二〇 三・〇五 使用の部分 六〇・四六 〇・六三 一五五・二二五

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法

2 工用道路の設置のための一時使用

3 使用期間

五 明渡しの期限から八か月

土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分

佐野 千秋	照井 昭三	佐藤 隆義	新妻 英輝	新妻 真寿 (住民票上の住所) 福島県双葉郡榎葉町大字井出字本釜九五番地八五 (書類送達先) 福島県いわき市草木台二丁目一八番地の一 グリー ンスパーク一〇九・五〇二	新妻 京子	中島 賢司	吉田 俊夫	阿字 辰男	渡辺 晴次	長澤 イツ 子	本田 ミネ 子
千葉県柏市吉野沢一〇番一二号	福島県福島市南矢野目字高田東一番地の二三三	福島県いわき市常磐下湯長谷町野木前四番地の五	福島県いわき市四倉町玉山字宿二四番地 三五七二分の三五	福島県いわき市四倉町玉山字宿二四番地 一七八六分の三五	福島県福島市南沢又字松北町一丁目五番地の一 八	埼玉県戸田市美女木八丁目五番地の一〇 五	福島県須賀川市森宿字ウツロ田四二番地八 八	神奈川県秦野市鶴巻二二〇六番地の二二 〇	福島県須賀川市影沼町六〇番地 五	福島県郡山市咲田一丁目一五番一九号 五	八九三分の二 八九三分の二 八九三分の二 八九三分の二 八九三分の二 八九三分の二 八九三分の二

白木 日出 之	鈴木 久貴	印南 康広	渡部 信子	菅原 稔	渡邊 喜美 子	渡邊 芳郎	佐藤 洋子	佐藤 敏征	後藤 端	後藤 則子	堀 利男	橋本 誠
福島県二本松市岳温泉二丁目五六番地九	福島県いわき市好間町北好間字中川原一番地の一 県営北好間団地一四一〇六	埼玉県川口市大字石神八八〇番地の一	福島県会津若松市千石町九番八〇号	福島県いわき市内郷白水町川平七三番地の三〇	福島県いわき市鹿島町米田字殿作五六番地の一	福島県いわき市鹿島町米田字殿作五六番地の一	福島県二本松市戸沢字上日向一三番地一	福島県二本松市戸沢字上日向一三番地一	東京都日野市万願寺四丁目二番地の一六 クーチャ 万願寺二〇九	宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目一七番一 六二七 号	福島県いわき市四倉町名木字五反田七番地の三	福島県郡山市久留米一丁目六一番地の八
八九三分の二 〇	八九三分の四 四	八九三分の二 六	八九三分の三 二	八九三分の二 五	八九三分の三 五	八九三分の三 五	八九三分の一 三	八九三分の一 三	八九三分の一 五	八九三分の一 五	八九三分の三 二	八九三分の一 五

○平成三十年十月二十三日付け定例第三千四十八号中

五八九	上	二四	道路交通法により	道路交通法による
ページ	段	行	正	誤

正 誤

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

相互物産株 式会社 代表取締役 小澤 真也	東京都千代田区大手町二丁目一番一号	八九三分の二 二二二
--------------------------------	-------------------	---------------